

6. 施策・将来目標

6.1 将来目標の設定について

施策の評価・改善を適切に図っていくために、将来目標を設定します。将来目標は達成状況の確認が必要になるため、統計資料などで算出可能な指標を設定します。

平成 27 年の本県の都市計画区域内の人口は約 7,432 千人となっていますが、計画の目標年次の平成 42 年（2030 年）の人口は、愛知県都市計画区域マスタープランにおいて、約 7,310 千人と設定されています。計画期間内は人口が減少していくため、緑の量を確保する目標と合わせ、緑の質を高めていく目標を取り入れていきます。また、施策の成果を把握するために、アウトプット指標だけではなく、県政世論調査や公園利用者アンケート結果などを用いたアウトカム指標も取り入れます。

将来目標とする指標は、各施策に対応させ整理しますが、ひとつの指標に対しても複数の方針や施策が複合的に関連しあっており、関連する指標については再掲しています。

6.2 「健全で良質な緑」に関する施策

1 植物の生育に配慮した植栽計画の検討

植物が健全に生育できるよう、設計時点で十分な調査を実施し、土地にあった植物の選定や、植物の生長に適した土壌改良の実施を検討し、健全で良質な緑づくりを目指します。

県が行う主な取組

- 県営公園で樹林地整備を行う場合の在来種の活用検討
- 設計時点の土壌調査や植栽基盤についての検討

2 健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施

健全で良質な緑づくりの取組が実施されるよう、有識者や樹木医、植栽基盤診断士等の専門家を招き、市町村の担当者や公園で活動している市民団体向けに講習会を開催し普及啓発に努めます。

県が行う主な取組

- 市町村の担当者向けに植栽基盤や樹木の健全化についての講習会の開催
- 公園で活動する団体向けの講習会の開催

6.3 「いのちを守る緑」に関する施策・将来目標

3 緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮

【都市の緑の保全・創出】

県営都市公園において、各公園や地域の実状を踏まえつつ、生物多様性の保全・再生・創出に向けた計画を作成し、多様な主体と協働し、生物の生息生育空間の保全と再生に取り組めます。

市町村においても生物多様性の確保の取組が推進するよう、「緑の基本計画」に、市町村界を跨ぐ骨格的な緑の保全や生物多様性の確保などに配慮した計画とするよう、働きかけを行います。

県が行う主な取組

- 県営公園における生物多様性保全再生計画の策定
- 県営公園における地域固有の自然の保全（東海丘陵要素植物）
- 多様な主体との協働による生物多様性の保全・再生活動の推進
- 公園整備における地域在来種の利用促進
- 公園緑地担当者会議等における緑の基本計画への生物多様性に関する記載の働きかけ

指標①：県営公園における生物多様性の保全再生活動の数

生物多様性の保全にあたっては、多様な主体との協働が求められます。そのため、市民団体等が主体的に取り組む様々な活動のうち、樹林地整備や竹の除伐、湿地再生など、生物多様性の保全再生に関する活動の回数を指標とします。また、将来目標は、これまでの活動の継続と、油ヶ淵水辺公園での活動を見込み設定しました。



指標②：生物多様性に関する事項が記載されている緑の基本計画の数

緑の基本計画に生物多様性に関する事項を記載することは、生物多様性の保全の実施に直接的な効果があるため、生物多様性に関する事項を緑の基本計画に記載している市町村の数を指標とします。



【水と緑のネットワークの形成】

まちなかに残る樹林地の保全や、企業の敷地内の緑化、建物の壁面・屋上緑化など、市街地の過半数を占める民有地の緑地を保全、創出し、都市公園や河川の緑地とともに水と緑のネットワークを形成します。

都市公園や河川、道路などの公共施設の緑が有する機能を十分発揮できるように適正な維持管理を行い、緑の質の向上に努めます。

県が行う主な取組

- 都市に残る貴重な樹林地の公有地化への支援（あいち森と緑づくり事業）
- 民有地緑化への支援（あいち森と緑づくり事業）
- 公共施設緑化への支援（あいち森と緑づくり事業）
- 水辺の緑の回廊整備事業
- 企業、大学等によるビオトープづくりへの支援（あいち森と緑づくり事業）

指標③：緑地の確保や創出面積

水と緑のネットワークの形成に向けて様々な緑地を確保していくことが求められるため、樹林地の公有地化や都市公園の整備、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業による民有地の緑化などにより確保・創出した樹林や芝等の緑の面積を指標とします。



緑の確保や創出の見込みは「都市公園の整備」と「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」です。「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」の内訳は、身近な緑づくり事業（都市公園除く）と、緑の街並み推進事業、県民参加緑づくり事業（都市公園除く）であり、ほとんどが本計画の対象区域である都市計画区域内で行う事業です。各事業の例示は以下の通りです。

表1 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の事業概要

事業	事業概要
身近な緑づくり事業	住宅地周辺の緑地の創出、軌道緑化、公共施設の屋上緑化など
緑の街並み推進事業	駐車場緑化、壁面緑化、屋上緑化など
県民参加緑づくり事業	植樹祭、県内産花卉を使用した駅前花壇、市民による校庭緑化など

4 防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出

災害による被害を防止または軽減するため、防災に必要な空地が不足している地域等において、防災活動拠点や避難場所となる公園の整備を進めます。

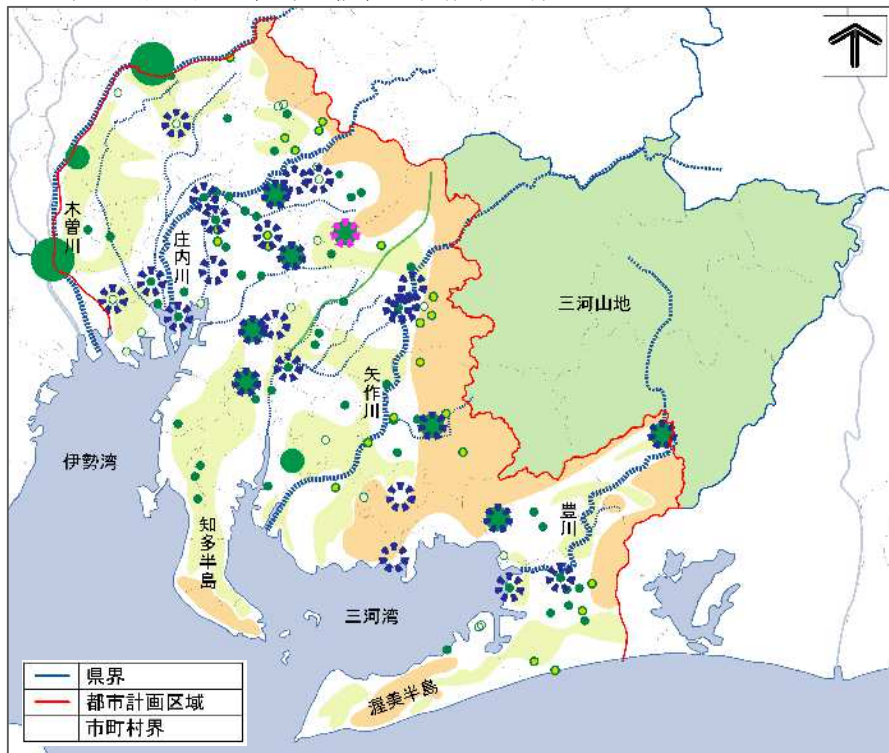
地域防災計画に位置付けられた防災活動拠点や避難場所に指定されている都市公園では、防災機能をより一層高め、耐災害性の向上に向け、必要な施設を順次整備します。また、地域コミュニティの醸成により地域防災力を高めるためにも、身近な公園の整備とともに活用していくことが必要です。

都市の緑地は、雨水の貯留・浸透を行うことにより水害の被害を軽減する役割も果たすため、引き続き樹林地や芝生地などの量的拡大を目指します。

県が行う主な取組

- 県営公園における樹林地や芝生地の確保と創出
- 雨水浸透や貯留機能を有する都市の緑化の推進（あいち森と緑づくり事業）
- 市町村への公園整備の支援
- 愛知県公園緑地行政研究会等を通じた市町村への情報提供

□ 参考：地震や風水害等の被害を軽減する緑



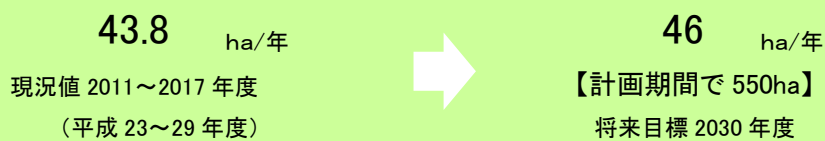
項目（凡例）	対象となる緑	
土砂災害防止に資する緑地	がけ、急な斜面の緑地	
活断層の挙動による被害の軽減に資する緑地	猿投-境川断層付近の緑	
浸水被害の軽減または災害時の避難に資する緑地	市街化調整区域の農地等	
保水機能の維持に資する緑地	三河山地の樹林地	
防災活動拠点	中核広域防災活動拠点	豊・地球博記念公園
	広域・地域防災活動拠点	庄内緑地ほか26箇所
国営公園	木曾三川公園（三派川地区、中央水郷地区）	
広域公園	大高緑地などの広域公園	
都市基幹公園	光明寺公園などの都市基幹公園	
その他の都市公園	10ha以上の都市公園、避難地として指定されている県営公園	
その他の公共施設緑地	一宮総合運動場など10ha以上の公共施設緑地	
大河川、主要な河川	【大河川】木曾川、庄内川、矢作川、豊川 【主要な河川】日光川、新川、五条川、矢田川、堀川、天白川、埃川、逢妻女川、逢妻男川、乙川	

指標④：広域防災活動拠点となる公園の供用面積

防災に資する緑地として、地域防災計画に広域防災活動拠点として位置づけられている公園の整備を進めるため、供用面積を指標とします。

**指標③：緑地の確保や創出面積（再掲）**

保水機能や遊水機能などを確保するために、非被覆地である樹林地や芝生地の創出面積を増やすことを指標とします。

**5 緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施**

あいち都市緑化フェアなど、緑化に関するイベントや環境学習を通して緑の多様な機能についての普及啓発に取組み、県民の意識の向上や自発的な緑化活動を推進します。

都市における貴重な緑である都市公園は、県民にとって身近な自然体験や環境学習の場であるため、そのポテンシャルを活かし、県内の環境学習施設等と連携して学びの場としての活用を推進します。

県が行う主な取組

- 県民参加による緑づくり事業への支援（あいち森と緑づくり事業）
- 緑の活動を実施する団体等への講師派遣に対する支援（あいち森と緑づくり事業）
- 都市緑化の普及啓発イベントの開催
- 県民向けの講座の開催（県政お届け講座、建設部出前講座）
- もりの学舎における環境学習の推進

指標⑤：都市緑化普及啓発イベントの数

緑の大切さ等の理解の浸透を図るため、都市緑化普及のための啓発イベントの開催数を指標とします。



※緑に関するイベント：

植樹祭、緑化祭、都市緑化講演会、フラワーフェスティバル等、都市緑化の普及啓発を主な目的としたイベント。

6 日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新

【公園施設や街路樹等の維持管理】

長寿命化に向け公園施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な更新を推進します。

また、公園の樹木の持つ機能や効用の増進と公園利用者に対する安全性の確保を継続的に両立させていくため、適宜、樹木の点検等を実施します。

県が行う主な取組

- 公園施設の長寿命化計画の更新
- 都市公園の樹木の点検・診断
- 公園施設の計画的な更新

【誰もが安心して利用できる空間の確保】

公園の新設及び再整備に合わせ、誰もが安心して公園を利用できるようユニバーサルデザインの導入を着実に実施します。誰もが安心して利用・移動できる空間を確保します。

県が行う主な取組

- 新規整備や施設更新にあわせたユニバーサルデザインの導入
- 既設トイレの洋式化
- 誰もが安心して利用できる公園施設の情報発信

6.4 「暮らしの質を高める緑」に関する施策・将来目標

7 QOL(生活の質)の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保

身近な公園・緑地が県民にとって居心地が良く、地域の誇りとなり、より愛着が沸くような空間となるように施設整備や維持管理等に努めます。

人々と緑の関わり合いを深めることに配慮しつつ、多様な価値観やライフスタイルに根ざした質の高い緑づくりを推進します。

県が行う主な取組

- 民有地緑化への支援（あいち森と緑づくり事業）
- 県営都市公園の施設の更新
- 県営都市公園における利用者サービスの向上
- 市町村への公園整備の支援

指標⑥：住まいの周辺の緑を多いと感じる人の割合

緑被率は年々減少している中で、暮らしを支える緑として、住まいの周辺の身近な緑地を創出するとともに、今ある緑を保全し質を高めていく取組が重要です。そこで、住まいの周辺の緑を多いと感じる人の割合を指標とし、県政世論調査において住まいの周辺の「緑が多い」または「どちらかといえば緑が多い」と答える人の割合の向上を指標とします。



指標⑦：歩いて行ける公園の人口カバー率

県民にとって身近な公園の整備や集約型都市構造の形成と合わせた公園の再編等により、居住地から歩いて行ける範囲に公園を配置することが必要であるため、身近な公園の人口カバー率を指標とします。



8 心と体の健康を支える緑の活用

【健康と生きがいを支える緑の活用】

県民の健康と生きがいを支える緑づくりを推進するとともに、緑のある空間での各種活動を促進します。また、誰もが公園内を気軽に周遊できるよう、バリアフリーに対応した周遊コースの設定や案内マップ等の作成により、周知を図っていきます。

県が行う主な取組

- 県営都市公園における健康づくりの促進
- あいち健康の森の薬草園の利用促進
- 都市公園のバリアフリー対応の周遊コースの確保・周知

指標⑦：歩いて行ける公園の人口カバー率（再掲）

長寿社会の中では、公園が日々の健康づくりの場となるため、歩いていける公園の人口カバー率を指標とします。



指標⑧：県営公園における利用者数

公園は、県民の健康を支える緑であるため、県営公園の利用者数を指標とします。将来目標は、供用面積が増加予定の小幡緑地、東三河ふるさと公園、油ヶ淵水辺公園の利用者数拡大や、民間活力導入による利用者数の増加、集客性の高い大規模イベントによる利用者数の増加等を見込み設定しました。



【自然とふれあう遊びと学びの場の活用】

公園において自然に親しめる施設整備を推進します。また、あらゆる世代を対象とした自然体験活動を促進するとともに、森のようちえんやプレーパークなど、子どもが自然とふれあえる機会の創出に努めます。

県が行う主な取組

- 体験学習施設の整備
- 自然観察が出来るビオトープの整備
- 気軽に自然とふれあえる散策路の整備
- 環境学習施設との連携による利用の促進
- 県民協働による自然体験活動に関する運用ルールづくり

9 まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの推進

【集約型都市構造の形成と連携した緑づくりの推進】

集約型都市構造の形成と連携した公園の再編やリニューアル、未利用地の活用による緑の創出等の検討を進めるとともに、県民などの多様な主体と連携した管理運営などにより、質の向上や活用を図っていきます。

【花と緑のまちづくりの推進】

四季の移ろいを感じられる緑により、風情のあるまちづくりに取り組みます。また、花育の取組との連携や、花壇づくりや植樹等の身近な緑づくりを支援するなど、花の魅力を活かし、花と緑のまちづくりを推進します。

県が行う主な取組

- 県産花きを活用した花と緑のまちづくりの支援（あいち森と緑づくり事業）

指標⑨：公園※の管理・運営に参画している協議会等の数

（※政令市・中核市及び県営の公園）

多様な主体が管理運営に関わり、公園の質を高め魅力的な緑づくりを推進するため、公園の管理・運営に参画している協議会等の数を指標とします。なお、協議会等は、都市公園法第17条の2による協議会に限りません。



6.5 「交流を生み出す緑」に関する施策・将来目標

10 地域コミュニティを育む場としての緑の活用

世代・地域を超えた県民の交流の場となるよう県営公園の運営に努めます。また、地域コミュニティの醸成を促し、地域のつながりを構築できるよう、身近な公園・緑地の整備を促進するとともに、活用を促す情報提供をしていきます。

県が行う主な取組

- 市町村への公園整備の支援
- 愛知県公園緑地行政研究会等を通じた市町村への情報提供

指標⑨：公園※の管理・運営に参画している協議会等の数(再掲)

（※政令市・中核市及び県営の公園）

公園を核として、地域の交流の場として活用され、公園での活動を通じた地域コミュニティの醸成が図られるよう、公園の管理・運営に参画している協議会等の数を指標とします。なお、協議会等は、都市公園法第17条の2による協議会に限りません。



11 地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進

【地域資源を活かした緑の保全と創出】

歴史・文化資源と一体となる特色ある緑の保全や歴史公園等の観光資源の整備に努めるとともに、その価値をより一層高め、地域経済や活力を牽引する重要な資源として活用を図っていきます。

大木など印象に残る緑や、良好な景観形成に資する緑などにより風格あるまちづくりに努めます。

【公園の魅力を高める手法の導入推進】

都市公園の立地や施設の内容等、公園の特性に対応し、多様な主体によるイベント開催など利活用を促進し、地域のにぎわいと交流の機会の創出に努めます。また、公園が立地する地域周辺の状況や利用者のニーズを踏まえ、民間のノウハウを活かした施設の整備を推進します。

県が行う主な取組

- 県営公園でのイベント促進に資する施設整備
- 公園で活動している団体との協働や民間によるイベント開催の促進
- 民間活力導入の検討

指標⑩：地域の特性を活かし民間活力により魅力を高めた県営公園の施設の数

地域の特性や公園の持つポテンシャルを活かした緑のまちづくりを推進するために、民間活力の導入などにより、公園の魅力を高めた県営公園における施設の数を目指します。



指標⑪：県営公園のリピーターの割合

何度も来たいと思える魅力ある公園を目指し、県営公園の来訪頻度を高めることを目指します。そのため、指定管理者が行うアンケート結果におけるリピーターの割合を指標とします。現況値はリピーターの調査を実施していた4公園の平均値となっていますが、今後は統一的な調査を実施していきます。本指標において集計する「リピーター」の定義は、年4回以上来園されている方とします。

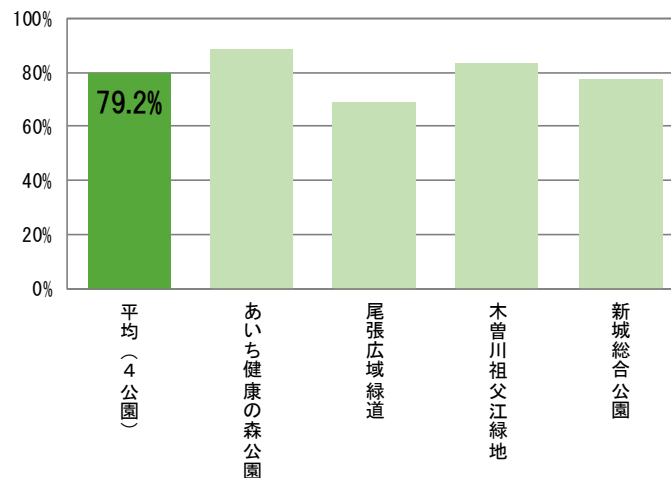
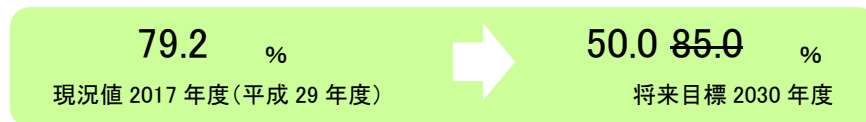


図2 県営公園のリピーター割合

資料: 指定管理者調べ

12 多様な主体による緑のまちづくりの推進

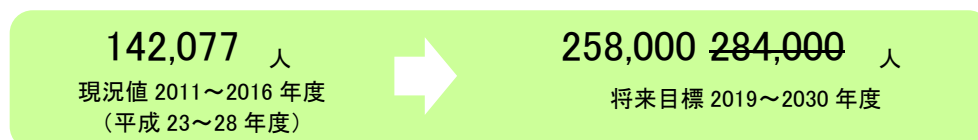
県民や NPO などの各種団体、民間事業者、行政などのあらゆる主体が連携・協働して行う、緑の保全や活用などの活動を通じて、まちが元気になる取組を進めます。

県が行う主な取組

- 都市緑化にかかる顕彰制度
- 多様な主体への各種助成金の周知
- 県民参加で行う緑づくりへの支援（あいち森と緑づくり事業）

指標⑫：県民参加緑づくり事業の参加人数

県民参加による植樹、樹林地整備、ビオトープづくりなどの緑の体験学習や緑づくり活動を推進するため、県民参加緑づくり事業の参加人数を指標とします。



6.6 施策一覧

施策の一覧を整理します。3つの緑ごとの施策については、課題との繋がりを示しました。

表2 「緑づくりの基礎」についての施策一覧

施策・県が行う主な取組	
健全で良質な緑	
1	植物の生育に配慮した植栽計画の検討 (県が行う主な取組) ・ 県営公園で樹林地整備を行う場合の在来種の活用検討 ・ 設計時点の土壌調査や植栽基盤についての検討
2	健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施 (県が行う主な取組) ・ 市町村の担当者向けに植栽基盤や樹木の健全化についての講習会の開催 ・ 公園で活動する団体向けの講習会の開催

表3 3つの緑の基本方針の施策一覧と課題との関係性

施策・県が行う主な取組		課題との関係性				
		環境	安全	活力	生活	活用
いのちを守る緑（基本方針1：緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり）						
3	緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮 (県が行う主な取組) ・ 県営公園における生物多様性保全再生計画の策定 ・ 県営公園における地域固有の自然の保全（東海丘陵要素植物） ・ 多様な主体との協働による生物多様性の保全・再生活動の推進 ・ 公園整備における地域在来種の利用促進 ・ 公園緑地担当者会議等における緑の基本計画への生物多様性に関する記載の働きかけ ・ 都市に残る貴重な樹林地の公有地化への支援 ・ 民有地緑化への支援 ・ 公共施設緑化への支援 ・ 水辺の緑の回廊整備事業 ・ 企業、大学等によるビオトープづくりへの支援	●	○			
	防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出 (県が行う主な取組) ・ 県営公園における樹林地や芝生地の確保と創出 ・ 雨水浸透や貯留機能を有する都市の緑化の推進 ・ 市町村への公園整備の支援 ・ 愛知県公園緑地行政研究会等を通じた市町村への情報提供	○	●			
	緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施 (県が行う主な取組) ・ 県民参加による緑づくり事業への支援 ・ 緑の活動を実施する団体等への講師派遣に対する支援 ・ 都市緑化の普及啓発イベントの開催 ・ 県民向けの講座の開催（県政お届け講座、建設部出前講座） ・ もりの学舎における環境学習の推進	●				

施策・県が行う主な取組		課題との関係性				
		環境	安全	活力	生活	活用
6	日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化計画の更新 都市公園の樹木の点検・診断 公園施設の計画的な更新 新規整備や施設更新にあわせたユニバーサルデザインの導入 既設トイレの洋式化 誰もが安心して利用できる公園施設の情報発信 		●		○	
暮らしの質を高める緑（基本方針2：良好な生活環境とQOL(生活の質)を高める緑の空間づくり)						
7	QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 民有地緑化への支援 県営都市公園の施設の更新 県営都市公園における利用者サービスの向上 市町村への公園整備の支援 				●	
8	心と体の健康を支える緑の活用					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 県営都市公園における健康づくりの促進 あいち健康の森の薬草園の利用促進 都市公園のバリアフリー対応の周遊コースの確保・周知 体験学習施設の整備 自然観察が出来るビオトープの整備 気軽に自然とふれあえる散策路の整備 環境学習施設との連携による利用の促進 県民協働による自然体験活動に関する運用ルールづくり 			○	●	○
9	まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの推進					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 県産花きを活用した花と緑のまちづくりの支援 			○	●	
交流を生み出す緑（基本方針3：多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり)						
10	地域コミュニティを育む場としての緑の活用					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 市町村への公園整備の支援 愛知県公園緑地行政研究会等を通じた市町村への情報提供 			●	○	○
11	地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 県営公園でのイベント促進に資する施設整備 公園で活動している団体との協働や民間によるイベント開催の促進 民間活力導入の検討 			●	○	○
12	多様な主体による緑のまちづくりの推進					
	(県が行う主な取組) <ul style="list-style-type: none"> 都市緑化にかかる顕彰制度 多様な主体への各種助成金の周知 県民参加で行う緑づくりへの支援 			●		○

●：直接的な繋がり ○：間接的な繋がり

